

国立大学法人東京農工大学学則の一部改正

国立大学法人東京農工大学学則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>(単位)</p> <p>第 27 条 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(単位)</p> <p>第 27 条 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 演習については、<u>15 時間又は 30 時間</u>の授業をもって 1 単位とする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	

附 則 (24 教規則第 5 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。